

## 変更申請書受付要領

### (目的)

第1条 この要領は、日本木材保存剤等審査事務局規約第7条に基づき、日本木材保存剤等審査事務局（以下「審査事務局」という）が行う保存剤等の既認定製品の変更申請書の受付にあたって、必要な事項を定めるものである。なお、規約第23条の細則に該当する変更申請の手引きを別に定める。

### (対象事項)

第2条 既認定製品の記載内容に関わる変更は次の(1)項の通りである。

#### (1) 認定製品の内容に関する変更

- ①保存剤組成
- ②使用方法等
- ③保存処理材料の内容

(2) 前条の(1)①の保存剤組成の変更のうち、保存剤有効成分の製剤中濃度を大幅に変える場合は使用濃度に変更がなくても新規申請として取り扱う。

(3) 保存剤主成分を申請時と異なる製造元のものに変更する場合は、新規申請として取り扱う。

2. なお以下の項は、指定された様式（認定協会HP参照）に従い、公益社団法人日本木材保存協会及び公益社団法人日本しろあり対策協会あてに変更届を提出する。

#### ・申請者に関する変更

- ①会社名
- ②代表者
- ③会社所在地
- ④製品名
- ⑤製造場所
- ⑥その他申請者に関連する事項

#### ・認定製品あるいは有効成分または原体所有者の変更・譲渡等

### (申請書の提出)

第3条 変更を受けようとする者（以下「申請者」という）は、審査事務局あての変更申請書（書類様式③）及び申請する協会あての変更申請書（申請協会HP参照）を作成し、第4条に定める添付資料等を添えて、審査事務局に提出する。押印は社印及び原則代表者印とする

2. 審査事務局は、技術委員会の審議を経て申請者が変更申請する協会に審査を依頼する。

### (添付資料)

第4条 申請者は、変更の内容によって求められる以下の資料を、新規申請書受付要領第5条に準じ、作成し添付する。

①保存剤組成の変更：

保存剤主成分の製剤中濃度を変更する場合であっても使用濃度に変更がない場合、あるいは保存剤助剤等の変更の場合は、指定試験機関の防腐・防蟻性能に関する室内試験、製剤の安定性試験及び鉄腐食性等試験、製剤の急性経口毒性試験、皮膚感作性の試験、各々1ヶ所の結果を添えて申請する。

②使用方法等の変更：

性能に変化のないことを示す指定試験機関の防腐・防蟻等性能に関する室内試験及び製剤の安定性試験等、各々1ヶ所の結果を添えて申請する。

③保存処理材料の内容の変更

性能に影響がないことを示す指定試験機関の防腐・防蟻性能に関する室内試験結果を添えて申請する。

①～③の変更申請にあつては、新規申請時のあるいは前回の変更申請時の添付資料を添える。また、有効認定書の写しを添付する。

(審査申請料及び審査料の納付)

第5条 申請者は、審査事務局に審査申請料及び審査料を添えて変更申請書を提出する。なお審査申請料及び審査料は別途定める。なお、領収書は金融機関が発行する振り込み明細票等をもって代える。

(申請書の受付時期)

第6条 審査事務局の変更申請書の受付は、随時とする。

(申請者に対する審査結果の通知)

第7条 審査事務局は、審査を依頼した協会から審査結果の報告があつたときは、速やかにその結果を申請者へ通知する。

(変更認定後の有効期間)

第8条 変更を認めた製品の有効期間は、変更前の認定製品の残余有効期間とする。

(要領の変更)

第9条 この要領の変更は、企画運営委員会の議決を経て行う。

附則

1. この要領は平成22年12月8日から施行する。
2. この要領は平成27年10月1日から施行する。